

## グループホームはぎの里運営規程

(事業の目的)

第1条 一般社団法人未来会が開設するグループホームはぎの里(以下「事業所」という。)が行う指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)は、要介護者であって認知症の状態にあるものに対し、適切な認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。又、指定介護予防認知症対応型共同生活介護は要支援2であって認知症の状態にあるものに対し、適切な介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護従事者は、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホームはぎの里
- (2) 所在地 熊本市北区植木町鞍掛1782番地

(従業員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者1名(計画作成担当者と兼務) 管理者は、事業所の従業員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者1名(管理者と兼務) 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護の作成を担当する。
- (3) 介護従業者3名以上 介護従業者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。必要に応じて人員を補充する。
- (4) 看護従業者1名以上 看護従業者は、利用者に対して日常的な健康管理を行うとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時における医療機関との連携及び調整を行う。

(認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員)

第5条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の利用定員は1ユニット9人とする。

2 災害時など非常時には利用定員を超えて入居を受け入れることがある。

(指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第6条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとする。

- (1) 入浴、排泄、食事等の介護
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 機能訓練
- (4) その他必要な相談・援助

(利用料その他の費用の額)

第7条 指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護を提供した場合の費用の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2 毎月の利用料金(入居者の負担額)については次のとおりとする。

- (1) 家賃 47,000円(1ヶ月当り)
- (2) 食費 朝食400円/1食・昼食600円/1食・おやつ代100円/日・夕食500円/1食)
- (3) 光熱水費 14,000円(1ヶ月当り)

3 日常生活に必要であって利用者が負担するものが適当と認められる費用は、実費とし、次の通りとする。

- (1) おむつ代
  - (2) 教養娯楽費 [工作材料費等]
  - (3) 理美容代
  - (4) 健康診断料
  - (5) その他の日用品費 [歯ブラシ・シャンプー・タオル等]
  - (6) その他 [クリーニング代等]
- 4 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第8条 利用者は、入居にあたって次の事項に留意するものとする。

- (1) 利用者は、共同生活を営むにあたって、他の利用者等の生活を害さないよう努める必要があること。
- (2) 利用者は、火災の恐れのある器具を持ち込まない、決められた場所で喫煙するなど可能な限り防災に努める必要がある。

(虐待防止について)

第9条 事業所は、介護従事者による利用者等の虐待を防止するための措置を講じます。

- (1) 管理者・職員の研修、資質向上
- (2) 個別ケアの推進
- (3) 情報公開
- (4) 苦情処理体制の整備

(身体拘束について)

第10条 事業所は緊急やむを得ず下記の方法と時間などにおいて最小限度の身体拘束を行うことがある。又その場合には家族に対して説明し、なおかつ説明文書にて同意する旨の署名、押印を受けることとする。

- (1) 入居者(利用者)本人又は入所者(利用者)等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い
- (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的である (4) 身体的拘束実施に関しては介護記録簿に実施内容を記載し、様態、時間、心身の状況・緊急やむを得ない理由等を明確にする

(非常災害対策)

第11条 事業所は、消防計画等の防災計画に基づき、年2回避難・救出訓練を行う。

2 事業所は、火災報知機、避難設備等非常災害に対する設備・備品を備えなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第12条 事業所は、介護従業者の質的向上を図るため、次のような研修機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
  - (2) 継続研修 年2回
  - (3) その他の研修
- 2 従業者は、職務上知り得た秘密を保持する。
- 3 この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、一般社団法人未来会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成30年4月25日から施行する。

令和元年12月1日改訂 第7条 2 (1) (2) (3)